



インド: COVID-19 の流行に関連する法務最新情報(2020年3月24日時点)

執筆者: 今泉 勇、Kanwarpreet Singh

※ 本書は、2020年3月24日時点の情報に基づいて執筆しております。

インド内務省による2020年3月24日付 Vide order は、2005年災害管理法に基づく権限を発動し、すべての州/連合の準州の完全ロックダウンを指示しました。発行されたガイドラインに関連して、すべての商業施設及び民間の事業所、産業施設は、病院、銀行、食料品・日用品店、IT 及び IT 対応(必須サービスの提供に限定される)等の必須サービスを提供するものを除き、2020年3月24日以降、21日間閉鎖され続けることとなりました。

COVID-19 から生じる避けられない事態により、企業はあらゆる角度からオペレーショナル・リスクとコンプライアンス・リスクに直面することとなりました。このうち、2013年会社法との関係では、COVID-19 危機の中で、年次株主総会、取締役会、2013年会社法に基づく臨時株主総会およびその他のさまざまなコンプライアンスの実施スケジュールが差し迫っており、インドの企業の問題はさらに深刻化しています。企業は、インド政府による集会や移動の制限などの措置により、このような会合を開催し必要なコンプライアンスを行う上での支障の有無を検討していました。

企業が直面している問題に対応し救済するため、インド企業省は2020年3月19日付けの通知により、the Companies (Meetings of Board and its Powers) Rules 2014(「本件規則」)を改正しました。この改正により、企業が年次財務諸表の承認、取締役会の報告書の承認、目論見書の承認、連結財務諸表を含む財務諸表の検討のための監査委員会の会合等を、本件規則第3号に規定されている、テレビ会議その他の音声・映像による方法で開催することができるサブ・ルール(2)が設けられました。しかしながら、当該規定は、当該通知の開始から2020年6月30日までの限定的な期間についてのみ規定されています。

また、企業省は、2020年3月23日付で配布された、予防的保健衛生や災害管理を含む保健医療の促進に関する事項の下での COVID-19 に関連する諸活動に費やされた資金が、2013年会社法に規定されているような CSR 活動の対象となることを明らかにしています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

加えて、企業省は、2020年3月24日に2013年会社法および2008年有限責任事業組合法(以下、「LLP法」)に基づき、コンプライアンス負担およびリスクを軽減するための諸施策を実施するための一般通達を公表しました(http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/Circular_25032020.pdf)。ここでは、主なポイントをいくつかご紹介します。

- ・ 企業情報登録ポータルサイト(MCA-21)への提出が義務付けられている書類、申告書、陳述書などに関して、2020年4月1日から2020年9月30日までの期間中の遅延提出に対して課される追加手数料は、その期限の如何にかかわらず、一切課されない。
- ・ 2013年会社法で定められた期間(120日以内)に取締役会を開催する義務は、次の2四半期(2020年9月30日)まで60日間延長される。
- ・ Companies (Auditor's Report) Order, 2020は、先に通知された2019-2020年からではなく、2020-2021会計年度から適用される。
- ・ 独立取締役は、2013年会社法付属明細書第4号に従い、非独立取締役および経営陣メンバーの出席なしに少なくとも1回の会議を開催することが義務付けられるところ、2019-20年度については、会社の独立取締役が1回会議を開くことができなかった場合は、違反とはみなされない
- ・ 新たに設立された会社で、設立後6ヶ月以内に事業開始の申告をする必要がある場合には、さらに6ヶ月の期間が認められる。
- ・ 会社法第149条に基づく、各会社の取締役1名以上による少なくとも182日間のインドにおける最低在留期間の不遵守は、違反として取り扱われない。
- ・ 破産倒産法(2016年)第4条に基づく債務不履行の閾値は、(既存の10万ルピーから)1000万ルピーに引き上げる。

以上



いまいずみ いさむ
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士 ヤンゴン事務所副代表
i_imaizumi@jurists.co.jp

インドおよびベトナム駐在経験後、新興国業務における豊富な経験を生かし、ミャンマー関連業務(M&A/JV等進出段階のアドバイス、および進出後の企業間紛争対応等)に集中的に関与。2019年7月よりヤンゴン事務所副代表としてより幅広いミャンマー案件に対応。

カンワルプリート シン
Kanwarpreet Singh

西村あさひ法律事務所 インド法弁護士
Kanwarpreet.singh@jurists.jp



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200

Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@jurists.co.jp

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646

E-mail info_dubai@jurists.jp

森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228

E-mail info_bangkok@jurists.jp

パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@jurists.jp

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748

E-mail info_shanghai@jurists.jp

首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_hanoi@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_hcmc@jurists.jp

ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@jurists.jp

カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@jurists.jp

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@jurists.jp

共同代表 孫櫻倩
張勝傑

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@jurists.jp

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s_okada@jurists.co.jp

代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。